

ごみ減量トレンディ



今年も開催！

もったいない食器市

～不要な方から、必要な方へ～

お引き取りした食器を、必要な方へ無償でお渡しする『もったいない食器市』を、市とごみ減量アドバイザー*の方々との協働で開催します。

※ごみ減量アドバイザー…ごみの減量やリサイクルに関し、自ら又は市と協働で周知啓発を行うボランティア

＜開催日程＞

★ 北上文化プラザまつり

- ・場 所 北上文化プラザ
(萩312)
- ・開 催 日 平成30年11月10日(土)
- ・開催時間 9:40~15:30



★ 中郷文化プラザまつり

- ・場 所 中郷文化プラザ
(梅名353-1)
- ・開 催 日 平成30年11月18日(日)
- ・開催時間 10:00~15:00



※配布する食器がなくなり次第、終了となります。

※開催時間は、当日の進行により多少前後することがありますので、予めご了承ください。

※お越しの際は、エコバッグをご持参ください。

※もったいない食器市では、不要となった食器の引き取りは行いません。

食器の引き取りについては、次ページをご覧ください！



食器の引き取り

ご家庭に眠っている食器をお譲りください！

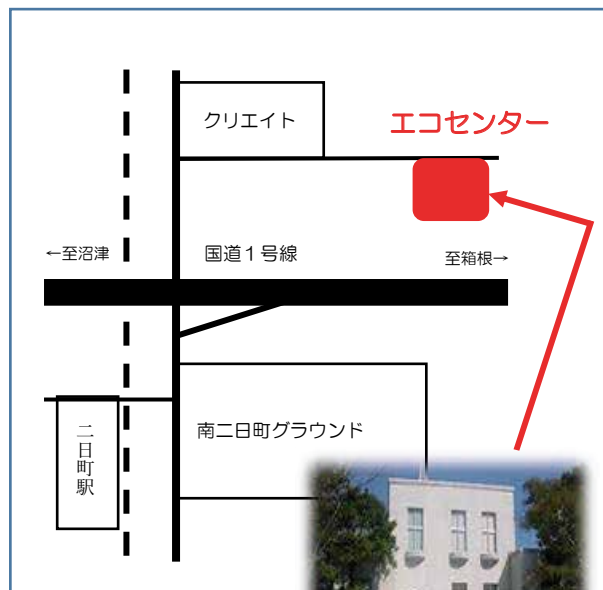


- ★場 所 エコセンター（旧三島測候所）
東本町2丁目5-24
駐車場：4台
- ★日 時 9月29日（土）、30日（日）
午前の部： 9：30～12：00
午後の部： 13：30～16：00

- ★対 象
 - ・材 質：陶器、磁器、ガラス製
 - ・種 類：皿、茶碗、グラス、湯のみなどの食器
 - ・状 態：新品または未使用品（自己申告制）

※使用済みのものや、未使用であっても欠けているもの、ひどい汚れが付着しているものは、原則、お引き取りできません。

※対象の材質や種類以外のものは、原則、お引き取りできません。



なぜ？もったいない食器市を開催するの？



《最終処分場の現状》

右の写真は、市の最終処分場（第3処分場）です。ごみを燃やして出た灰（焼却灰）や、リサイクルが難しい**陶器**や**ガラス**などを埋め立て処分しています。

しかし、現在、埋め立てられる残りの量は10%程度しかなく、焼却灰等の全量をそのまま埋め立てると、あと3年以内に満杯になってしまいます。

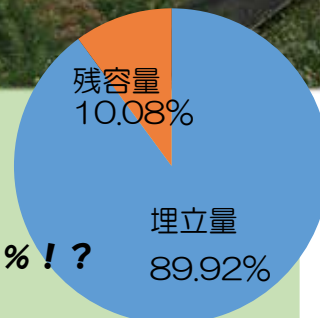


《延命化への対策》

そこで市では、最終処分場の延命化を図るため、多額の経費（平成29年度は約8,000万円）をかけて、焼却灰等の一部を県外へ搬出しています。



たった10%！？



「もったいない食器市」を開催することで、不要となった、普段ならそのままごみとして埋め立てられてしまう食器が、必要な方に利用されます。それにより、埋め立てるごみが減り、最終処分場の延命化につながります！



ごみ集積所の様子

が変わります

1回のごみ排出量（一般廃棄物に限る）が10kg以下の事業者が、地域の集積所を利用してごみを処理できる、いわゆる「少量排出事業者制度」が改正となり、10月1日から、右に示す黄色の少量排出事業者用指定ごみ袋が集積所に排出されるようになります。



〔10月1日からの集積所のイメージ〕

ルール違反シール

が変わります

10月1日から、集積所に排出されたルール違反ごみに貼る、違反シールを変更します。

これは、10月1日から使用を開始する少量排出事業者用指定ごみ袋の色が黄色のため、これまでの黄色の違反シールでは確認しづらいことから、赤色に変更するものです。

ルール違反ごみが無くなるよう、市民の皆さまには、ごみの適正分別、適正排出にご協力をお願いします。

ルール違反です

- 三島市指定ごみ袋で出してください。
- 適正に分別して出してください。
- 指定の収集日に出してください。
- 市では収集できません。専門業者に依頼してください。
- 粗大ごみです。清掃センターに搬入してください。
(燃えるごみ：30cm以内　その他の燃えないごみ：50cm以内)
- 剪定枝は長さ50cm以内、直径10cm以内に切ってください。
- 産業廃棄物が混入しているため、市では収集できません。
産業廃棄物を除いて出してください。
- 10kgを超えているため収集できません。(事業系ごみに限る)
清掃センターに搬入してください。

お問い合わせ：三島市清掃センター 西971-8993

〔新しいルール違反シールイメージ〕

参考にしてください！

工夫されたごみ集積所【見晴台自治会】

見晴台自治会では、カラスや猫によるごみの散乱防止のため、集積所に囲いを設置しています。

この囲いは前後に引き出せるようになっていて、ごみの収集日には引き出し、収集日以外は押し込んでコンパクトになります。

また、網目の異なる2種類の網も併用することで、上からも下からも動物がごみを漁ることができなくなっています。

手前が押し込んだ状態

奥側が引き出した状態



ネットも目の粗いもの、細かいものをそれぞれ使用し、動物によるごみの散乱を防止しています。

～ごみ集積所を利用している事業者の皆さまへ～

<10月1日から> 少量排出事業者用指定ごみ袋を使用してください！

1回のごみ排出量（一般廃棄物に限る）が10kg以下の事業者が、地域の集積所を利用してごみを処理できる、いわゆる「少量排出事業者制度」が、平成30年4月1日に改正となりました。

当該制度を利用して、ごみを排出する少量排出事業者は、**10月1日から**、少量排出事業者用指定ごみ袋を使用して、ごみを排出してください。

なお、当該指定ごみ袋は、一部の店舗を除き、9月1日から市内の商店やスーパー等で販売しています。販売価格や取扱店は、下記のとおりです。

【指定ごみ袋販売価格（税込み）】

10ℓ袋 200円/組（10枚入） 20ℓ袋 400円/組（10枚入）

30ℓ袋 600円/組（10枚入） 45ℓ袋※ 900円/組（10枚入）

※45ℓ袋は、取手付きタイプと平袋タイプの2種類があります。



地区	取扱店名	住所	地区	取扱店名	住所
北上	ウエルシア 三島寺町田店	寺町田 192-1	中部	森田金物店	中央町 4-6
北上	ウエルシア 三島徳倉店	徳倉 1-16-39	東部	ウエルシア 三島加茂川店	若松町 4349-1
北上	三島幸原郵便局 ※	幸原町 1-8-29	東部	有限会社加茂新	加茂 35-1
北上	マックスバリュ 三島寺町田店	寺町田 172-1	東部	三島加茂郵便局 ※	加茂 25-17
西部	ウエルシア 三島広小路店	広小路町 13-4	東部	キミサワ加茂川店	加茂川町 16-45
西部	ウエルシア 三島三好店	三好町 6-25	東部	坂本事務器	東町 2-17
西部	キミサワ せせらぎパーク三好店	三好町 6-4	東部	三島大社町郵便局 ※	大社町 5-7
西部	キミサワ広小路店	広小路町 10-6	中郷	ウエルシア 三島松本店	松本 273-1
西部	有限会社興水酒店	広小路町 8-14	中郷	三島梅名郵便局※	梅名 792-11
西部	三島広小路郵便局 ※	広小路町 8-2	中郷	風間商店	新谷 157
西部	有限会社ヤスナ	西若町 9-36	中郷	三島大場郵便局 ※	大場 44
中部	伊豆コレクション箱根八里	中央町 3-36	中郷	有限会社松田商会	松本 233-1
中部	Via701 みしま街づくり株式会社	本町 7-30	錦田	ウエルシア 三島谷田店	谷田 29-1
中部	ABC チケット 三島駅前店	一番町 13-17	錦田	大川園	谷田 394-4
中部	河野米店	本町 9-17	錦田	マックスバリュ 三島谷田店	谷田 23-1
中部	セブンイレブン 三島中田町店	中田町 11-4	錦田	三島谷田郵便局 ※	谷田 249-17
中部	三島中央町郵便局 ※	中央町 5-5	函南	マックスバリュ函南店	函南町間宮字寺前台 341
中部	マックスバリュ エクスプレス三島本町店	本町 3-29	函南	マックスバリュ 函南間宮店	函南町間宮 503-1
中部	三島駅前郵便局 ※	一番町 8-12	函南	マックスバリュ 函南大土肥店	函南町大土肥字石原 20
中部	三島郵便局（本局）※	南田町 4-50	※郵便局での販売は、9月18日からとなります。		

【注意】当該制度を利用してごみを処理する場合は、新たに市への届出が必要になります。
まだ届出していない事業者は、早急に手続きして頂きますようお願いいたします。

【発行者】 〒411-0000 三島市字賀茂之洞 4703 番地の 94 三島市環境市民部廃棄物対策課（清掃センター）
TEL：971-8993 FAX：971-8994 メール：haitai@city.mishima.shizuoka.jp